

第4号議案

蒲郡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

蒲郡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

企業職員の給与の改定等を行うため提案する。

蒲郡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年蒲郡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「受ける職員」の次に「(次項において「管理監督職員」という。)」を、「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。